

母体保護 No.17

Maternal Protection Act

令和3年10月8日発行

母体保護法指定医による各種届出

不妊手術及び人工妊娠中絶は母体保護法に基づいて母体保護法指定医によって実施されていることはよく知られています。第14条には、指定医は『都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師』と記載されており、大阪府では大阪府医師会となります。



光田 信明

第25条には『医師又は指定医師は、第3条第1項、又は第14条第1項の規定によって不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。』とされています。まず最初に報告する先は、不妊手術は保健所になります。これは母体保護法施行令第9条に『当該届出をした医師の住所地の保健所長を経由して行うもの』と規定されているからです。人工妊娠中絶は（たとえ0件であっても）大阪府医師会への報告となります。これは、厚生省児童家庭局長通知（H8.9.25）に基づいています。どちらも最終的には、大阪府から

厚生労働省に報告されます。

婚姻等で氏名の変更があった場合には、氏名変更届が必要です。すでに、別項でご紹介していますが、婚姻等で戸籍の姓変更がなされていても、旧姓を使用することが可能です。ただし、医師免許証に旧姓併記されていることが条件となります。病気療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等の理由により、更新の手続きを延期することもできます。指定医師が、指定医師を辞退する場合には、指定証及び標証を添えて指定証返納届を提出しなければなりません。

設備指定を受けた医療施設において、診療科目、病床数、産婦人科施設（分娩室、手術室）、産婦人科設備等に変更があった場合も設備変更届が必要です。

お忙しい日々ではありますが、必要な届は遅滞なく行っていただくことをお願いいたします。

（大阪府医師会母体保護法指定医審査委員会副委員長／大阪母子医療センター副院長）

人工妊娠中絶術式についてのお知らせ

令和3年7月5日

公益社団法人日本産婦人科医会より

この度、「人工妊娠中絶等手術の安全性等について」の依頼文が厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より発せられましたので、通知いたします。我が国の人工妊娠中絶術としてのD&Cは、歴史もあり、その手技に習熟した慣れた医師は安全に確実に行っており、産婦人科専攻医が最初に学ぶ基本的手技として継承されるべきであると考えています。

以前からEVA（Electric Vacuum Aspiration：電動式吸引法）を採用する医師もいますが、近年では、MVA（Manual Vacuum Aspiration：手動式吸引法）も導入され、人工妊娠中絶術式の選択肢が増えていきます。この機会に、会員各位にご周知いただき、より安全な人工妊娠中絶等手術が実施されるようお願いいたします。

<参考>

令和3年7月2日 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より通知文

人工妊娠中絶等手術の安全性等について（依頼）

日頃より、母子保健行政の推進については格段のご配慮を頂き、御礼申し上げます。さて、人工妊娠中絶・流産手術については、WHOは別紙のとおり、EVA（Electric Vacuum Aspiration：電動式吸引法）及びMVA（Manual Vacuum Aspiration：手動式吸引法）を推奨しております。

つきましては、こうした国際的な動向を踏まえて、EVA及びMVAについて会員に対して周知していただくよう、御協力をお願い致します。

母体保護法指定医師研修会

時	曜日	会場	主催
令和4年2月3日	木	未定	大阪府医師会 「家族計画・母体保護法指導者講習会」 伝達講習会
令和4年夏頃 (予定)	土	未定	大阪産婦人科医会 母体保護法指定医師 研修会

指定更新申請の際、日本産婦人科医会研修会参加証（2年間でシール現物6枚）および母体保護法指定医師研修会参加証が必要となりますので、ご承知置きください。なお、母体保護法指定医師研修会は本会では年2回、夏と冬に開催しております。

死産の届出に関する規程及び死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部改正について 一作成者の署名・押印が不要に一

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）により、死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の一部が改正されたことに伴い、父母等の届出人が作成する死産届書及び医師又は助産師が作成する死産証書又は死胎検案書等について、作成者の署名・押印が不要となり、作成者の氏名を記載（記名）することになっております。

また、この改正に伴い、「死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令」（昭和27年厚生省令第12号）で定めるこれら様式について、当該押印欄が削除されます。

これらの改正については、令和3年9月1日より施行されます。

なお死亡診断書には医師等の署名が必要と定められております。

- ◆ 死亡診断書は、人間の死亡に関する厳粛な医学的証明であると同時に、それによって戸籍の改製を伴う、法律上も重要な書類であるため、医師等の署名（※1）を求める。
- ◆ 死産証書については、書類作成者を明らかにする観点から、医師又は助産師の「記名押印」を求めていたが、死産の手続きは、法律上、死産の実情を明らかにすることを目的とし、統計作成のために実施されるものであり、押印を不要としても、統計作成に特段の支障はなく、「記名」（※2）により、書類作成者は引き続き明らかにされることから、国民の負担軽減の観点から改正された。

※1）署名：本人が自筆で氏名を手書きすること

※2）記名：署名以外の方法（ゴム印・印刷・他人による代筆など）で記載すること

母体保護法指定医師におきましては、母体保護法による妊娠12～21週の人工妊娠中絶の実施にあたっては併せて死産証書の作成が必要ですので、ご留意ください。記入内容等に関する注意点については指定医師必携をご確認ください。

◆ご意見、ご感想

このニュースレターに対するご意見、ご感想をお寄せください。今後の編集の参考とさせていただきます。大阪府医師会総務課企画室母体保護法係までご連絡ください。

◆購読について

この「母体保護」を無料でメール配信いたします。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

宛先：kikaku@po.osaka.med.or.jp

タイトル：ニュースレター「母体保護」購読希望

本文：①氏名
②所属医療機関名
③大阪府医師会会員・非会員の別
④メールアドレス

一般社団法人大阪府医師会 総務課企画室（母体保護法係）

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

電話：06 (6763) 7021

FAX：06 (6764) 0267

E-mail：kikaku@po.osaka.med.or.jp

大阪府医師会（母体保護関連）ホームページ：

<http://www.osaka.med.or.jp/doctor/maternal.html>（母体保護法に関する各種申請用紙のダウンロードもこちらから。）